

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（138）
2. 日 時：令和3年5月20日 13時30分～15時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官※、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
土居安全審査専門職

原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室  
阿部係長、田邊係長

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 部長、他15名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1-1）女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（火災防護設備）（02-他-F-01-0047\_改1）
- （1-2）補足-210-1【発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料】（02-補-E-01-0210-1\_改2）
- （2-1）女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（居住性，生体遮蔽）（02-他-F-01-0052\_改1）
- （2-2）VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書（02-エ-B-07-0001\_改2）
- （2-3）先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-7-3 中央制御室の

- 居住性に関する説明書) (O2-E-B-07-0002\_\_改2)
- (2-4) 補足-360-3 中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料 (O2-補-E-07-0360-3\_\_改2)
- (2-5) 先行審査プラントの記載との比較表 (補足-360-3 中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料) (O2-補-E-07-0001\_\_改2)
- (2-6) 補足-460-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書に係る補足説明資料 (O2-補-E-16-0460-2\_\_改3)
- (2-7) 先行審査プラントの記載との比較表 (補足-460-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書に係る補足説明資料) (O2-補-E-16-0001\_\_改1) (令和3年4月16日提出資料)
- (2-8) VI-4-2-1 中央制御室の生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 (O2-E-B-16-0004\_\_改0) (令和3年2月16日提出資料)
- (2-9) VI-1-9-3-2 緊急対策所の居住性に関する説明書 (O2-E-B-16-0002\_\_改2)
- (2-10) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-9-3-2 緊急対策所の居住性に関する説明書) (O2-E-B-16-0003\_\_改2)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは5月20日、女川2号炉の工事計画認可に関わるヒアリングのほう火事したいと思いますので、配布資料の確認と、その確認をしてした後で説明のほうからしてください。よろしくお願ひします。
0:00:18	はい。東北電力の手塚でございます。本日火災防護の御説明ということになります。資料のほうがまず資料1-1ということで、疼痛のほかのF-01-0047回の位置、
0:00:36	女川2号工認指摘事項に対する回答整理表(5)火災防護設備、
0:00:42	それから、
0:00:44	資料1-2ということで、IIのほうのE-01、A-0210-1の会議のに補足210の一番発目用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料、
0:01:02	というものの二つになります。
0:01:06	まず最初に回答整理表のほうを、資料1-1のほうをご覧ください。
0:01:14	こちらの2ページ目のほうになりますが、本日回答を予定している事項ということで、
0:01:25	こちら2番から10番まで四つ指摘事項ございますが、9番の火災感知器の配置図については、現在まだ作成のほうを行っておりますので、こちらのほうは、提出を7月ということで予定をさせていただきますので、
0:01:45	本日は7番、8番10番の3項目についてご説明をさせていただきます。
0:01:53	それでは7番のほうの説明から始めますし、
0:01:59	はい、東北電力の古林です。それでは説明のほう変えさせていただきたいと思ひます。まず初めに、今説明ありました。資料1-1のですね、指摘事項に対する回答整理表の2枚目のナンバー7をご覧ください。
0:02:15	前回ですね補足説明資料の不燃性材料に関する補足説明資料の中ですね、コメントとしまして、中央制御室のカーペットにつきまして、障防上規定されている防衛物品であることの根拠を示すことということでコメントをいただいております。
0:02:32	今回改訂としましては、当中央制御室の床壁等につきまして、障防上規定されている防衛物品であることを示す記載のほうを追記させていただきました該当箇所のほうへ説明させていただきたいと思ひます。
0:02:47	資料1-2の瓶補足説明資料のですね、ちょっと後半厚いですが、下のページで、この2-3の6ですね。
0:03:00	補足説明資料の方の
0:03:03	203-6のページをご覧くださいと思ひます。
0:03:12	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:14	はい、よろしければ、
0:03:16	こちらの別紙 3 というところでH要請要するに使用しておりますファイルカーペットのカタログを添付しております。
0:03:25	カタガリのこれまでと変わらないんですけども、左の中段よりちょっと上にですね、凡例がありまして、徒歩 5 のMark06 赤枠講演と記載されたの凡例がありまして、赤枠で囲んでおります。
0:03:41	こちらのほうがええとさらに右下のほうに判例どう型の引用というところで若干見づらいかもしれませんが、このこのマークの開設ということで、カタログに記載してあるものを改めて追加してですね。
0:03:57	記載しておりますのでこちらのマークにつきましては防災性というところで障防法の
0:04:04	そうですね防災物品として統制の登録されている壁と示していますということで、カタログに記載しているということで、こちらのほうを記載してですね、ボーイBPであることの示すということに作用させていただきました。
0:04:20	ちなみにアトピー口頭で大変恐縮ですけども、その製品につきまして、平成 30 年 7 月にですね、日本語を協会の方から再登録の登録を受けておりまして、有効期限のほうは平成 33 年生まれは 3 年ですね。
0:04:37	7 月 27 日までとなっております。前回コメントで
0:04:42	対象物のアベ層の方から確認できなかったというコメントも聞いておりますが、ここが 4 歳登録ということになっておりましたので、その日本貿易協会のホームページも、我々も確認させていただきましたけれども、再登録分 9 ことで、
0:04:59	という現状がですね、こちらの製品がですね。ええと記載されていないということは確認しておりました。
0:05:05	私からの説明は以上です。
0:05:18	規制庁ミヤモトですけども、一つずつ切っていきます同士の資産の一つ切っていた方がいいなら今ここで質問の方確認しますけど。
0:05:28	東北電力の手塚でございます。一つ一つよろしく願いいたします。
0:05:34	ありがとうございました了解しました 7 番の指摘事項に対するを再度の質問等あれば、よろしく願います。
0:05:43	はい、笠井数のアベです今の説明で、
0:05:48	理解はしたんですけども、こちらの 2 のページでいうと補の 2-3-6 のカーペットの資料があるんですけどここにはマークだけが記載されていて、この
0:06:03	防災物品として試験登録されているカーペットを示していますという文言はまた別の箇所に書いてあって、今回はこれを
0:06:16	貼り付けたというような形ということでよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:21	はい、東北電力の古林です。はい。あと、その通りでございます。以上です。
0:06:28	はい、了解しました。この件に関しては、あとは、はい。私からはありません。
0:06:51	あえて規制庁の深山です。相手を了解しました次の質説明をよろしく願います。
0:07:00	そういう状態としまして、8番、
0:07:05	今度に対する回答を御説明いたしますコメント内容としましては、いろんな消火設備の局所の設置評価書について、基本設計方針との整合性を整理して説明すること、ことで、中央制御室の床下ケーブルピットに関して、
0:07:24	ハロンが消火設備の局所に含まれるかということで御指摘をいただいております。
0:07:29	回答としましては、基本設計方針の通りでございますはるが消火設備に挑戦と床下ケーブルピットの消火設備が含まれておりますということで紹介設備の仕様に関しまして、補足説明資料に記載を追加させていただきました。
0:07:47	資料につきましては補足説明、説明資料のページで言いますと、
0:07:53	時用の3-1-2ページをお願いいたします。
0:08:16	はい。
0:08:18	大丈夫ですね。はい。されてございます。
0:08:22	ここで3ぽつの設備構成を2系統構成設備改良溶けて構成の市文章のところに金属と記載させていただきましたけども、油内包機器とモータコントロールセンターに加えたと。
0:08:38	これ中央線を追加した今日インプットに使用するハロンが消防設備をいたしますということで、
0:08:45	抽選する会社等グループとの東北の説明を追加させていただいております。
0:08:51	プリニー決議のページをお願いいたします。
0:08:58	次のプロセス稟議上げと評議員のところに土地っちゅう酸性化したケーブルピットの消火設備に関する資料と資料を整備しておると記載をしてもらいます消火剤につきましては他と同様な論議さんでのうち、
0:09:14	もう使うといったようなことで整備してございます。
0:09:19	次には、この作業1-6ページをお願いいたします。
0:09:29	今後のためにうちの6ページにはEと技術方としましてええと中央制御室床下ケーブルピットの概要を追加してございます。
0:09:40	床下のケーブルピット時煙感知器と光ファイバー熱感知器を設置しましてその当期同士のAND信号によって起動させるといったような設計として害を追加してございます。
0:09:55	続きまして、この3-1-15ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:03	はい。
0:10:08	その 3-14 と 3 号機の 15 ページのところは、図 17 としてへと系統構成を記載してございます。
0:10:16	先ほど申しあげました煙感知器とAと熱感知器のAND信用とって
0:10:24	答弁で戦うって消化ガスをケーブルピットに放出するといったような構成となっております。
0:10:34	説明につきましては以上になります。
0:10:37	はい。
0:10:40	はい、ありがとうございます。ここの部分で質問等あればお願いします。
0:10:45	はい、火災室の阿部です。こちらについてもたまたま説明いただいた通りこちらの補足説明資料のほうに記載がなっておりますので、
0:10:55	私としては了解しました。はい。以上です。
0:11:01	規制庁の宮本です。すいませんちょっと確認です。ホ-3-1-6 の図の 5 号があると思うんですけど。
0:11:09	これ床下ケーブルピットの概要数の記載なんですけど、ガスボンベの上がね、白い。
0:11:18	白い枠だけしかないんですけど、これはこれで合ってます。
0:11:32	黒い枠は部分になっております出すボンベから無理と注力をこの選択式のところで便器させるといったような工業で臨界に記載してございます。
0:11:47	以上です。
0:11:51	規制庁模様ですけど、
0:11:54	ガスボンベの上の黒の資料は
0:11:57	何をイメージして書かれてるんです。これ。
0:12:00	スイッチ、
0:12:02	ですか。
0:12:06	東北電力の斎藤です。ここ配管をイメージして買っておりますのでちょっと
0:12:14	なってございますけども、自分でから各
0:12:19	当初のパブリックと分岐させえと放出するときに提出箇所を変えるといったような
0:12:27	方式をとってもらいますので、このガスボンベの上の部分の配管につきましては共通化されているという形になってございます。
0:12:40	ちょっとこの記載が今度Aが、ちょっとそういうふうに見えないからいいかもしれないんですけど、ハロゲンハロン消火設備の制御盤から電気信号がその配管に一定配管が何の動きをするんですかね。
0:12:58	東北電力の斎藤です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:01	そうですね。
0:13:04	今後、さっきの 15 ページにその 3 分の 1 の 15 ページに、
0:13:09	アウトもございますけれども、
0:13:13	17 のところで完治金の信号を電気信号から時動画据え置きっていうところに飛ばすところがあるんですけどもこの電気信号を制御盤のほうから問題の方に伝えております。
0:13:31	所詳細とか正確には気量バス大きいというところに電気信号が入りましてそこで総本部そこに時同様のガスボンベがございますので、そこからスタートしもっていうものを容器弁の方、
0:13:46	容器の下にくっつけるが実際の消火用のボンベになりますけれども、そこに伝達をして消化ガスを奉仕させると。
0:13:55	言ったような構成にしてもらえございますので、先ほどの税後のほうの説明だとちょっとこの辺がわかりづらいかもしれませんのでちょっとそこは修正をさせていただきますと思います。以上です。
0:14:08	規制庁水おっしゃる通りでちょっと私、3-1-6 と 3-1-10 号を比べたときに、
0:14:14	おそらくこれkgガス容器のこと指してるんだろうなと思ったんですけど、形がちょっと違ったりなんだから、方形まで合わせ必要ないんですけどこの図の 17 とは整合とるような形で機器名称を行うなんなりをちゃんとしっかり書いてください。いいですかね。
0:14:34	ずっと電力の選定です。了解しました。
0:14:37	あとホ-3-1-15 のところでこれはもう記載ぶりだけの問題での
0:14:44	確認なんですけど、図の 16 と 17 があって、
0:14:48	図の 16 は一番左感知器と煙感知器または熱感知器のAND信号なんですよね。
0:14:56	& 信号で起動が強気が行くんですよね。違いましたっけ。
0:15:04	東北電力の斎藤処分庁は煙と配布ほぼまたは熱感知器のAND信号で紹介する方法と交渉するといったような新聞になってございます。
0:15:14	規制庁平等であればやっぱり 10-17 と、ある程度あわせてくださいじゃないと。
0:15:21	ちょっと
0:15:23	16 と 17 で記載が余りにも違うので、少しになって意図してるのがよくわからなくなるのでお願いします。
0:15:32	それでこれを検討しましたようなHow消滅するように、
0:15:38	記載のほうを見直したいと思います。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:42	規制庁オオヤですと、あと、次のページの主要せえっと、
0:15:47	ケーブルトレイに消火設備の系統構成。
0:15:56	容器圧力、
0:16:00	はスーツ信号
0:16:02	容器弁に入る。
0:16:06	これってするこれもそうなんで 17 のずっと 18 の図って、
0:16:13	中部の場合っていうの
0:16:15	起動ガス容器みたいなのはなくて、
0:16:18	いきなり容器弁に入るってことですか。
0:16:25	東北電力の斎藤です。ちょっとこの警備当局に次の火災感知に関しましては、この換気チームというのはこの赤い線で繋がっております。その感知チューブの中に
0:16:38	それと、場所が充満しておりまして、そのの応答
0:16:43	感知チューブがですね、火災によって溶けるといった場合にそのチューブの中のガスが低下しますのでその
0:16:50	低下したっていう市民はまた違う詭弁へと伝達されるという構成になってございますので、消火ガスボンベ、むしろkeVぐらいの気持ちされるといったような構成になってございます。以上です。わかりました。
0:17:07	すみませんちょっとさっき、さっきのやつで言うの忘れたんですけど、この図の18にだけ、中央制御室にいくのか明確に電気信号で書かれているんですけど、おそらくこの10-1067もええと中央制御室に行くことに
0:17:21	なってると思うので、そこを明確に書いていただけますか。
0:17:27	。
0:17:29	東北電力の斎藤です。記載のほうで説明をさせたいと思います。以上です。
0:17:35	私のほうは以上です他にないですかね。
0:17:39	なければ説明続けてくださいお願いします。
0:17:47	続きましてナンバー10 系統システムに対する回答ということで説明させていただきます。
0:17:55	まとめとしましては、当然空調実務を関東秤量に関しまして、文章等における設計換気不良を踏まえて十分な換気能力があることを具体的に説明することという御指摘をいただいております。
0:18:10	ちょっと回答としましては関係、
0:18:13	原子炉建屋原子炉棟の換気空調系の系統不良とあと送風機等の要領について整備を行いましたので、それが今の説明資料の記載に見直してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:27	反映箇所に関しましては、附属説明資料のほうの 3-10-3 ページをお願いいたします。
0:18:51	この 3 分の 3 ページに関しましては
0:18:56	個別の質問等、系統概要図を記載しておるのが 13 ございます。その増等の説明部分を追記をさせていただいております。
0:19:07	原子炉棟の換気空調系全体の換気風評が 17 万 1000 立米/hでありまして、総合機と排風機の容量は 1 台当たりの容量が 8 万 5500 立米/hということで、通常時は 3 台中 2 台の常時運転としまして、
0:19:26	ちょっと系統というものを確保してございます。
0:19:29	はい付近は多少付近本件と違いは
0:19:33	及びございまして何かしらの不良が発生したらそこ
0:19:38	単に故障が発生したらええと他の大気側に切り換えるといったようなことで時計と不良を満足するといったような構成になってございます。
0:19:48	事務局の説明資料におきましては、ここの系統全体の不良とトラス室に設けた設計換気不良と。
0:19:59	ものと比べてそれ以外のプールで漏えい等記載してございましたけれども、
0:20:07	そうラフ支店に対する換気不良を倒壊付近と原子炉オオトモ送風機排風機が到底運転で運転してるといったようなことから文教上部っていうのは、今後ございませんので、御説明部分をちょっと修正をさせていただいております。
0:20:24	説明も修正が 3-14 ページに作業等環境量についてのみ内田学務費なっております。
0:20:34	これまでずっと途中からもですけども、例えばそして空間パイプ決める前薬品 1 万 1000 立米に対して性と設計換気不良大沼 2600 立米/hワタナベということから、統計十分な換気が可能だということで説明文のほうを修正をさせていただいております。
0:20:55	説明以上になります。
0:21:01	あとございました。今のところで質問等あればお願いします。
0:21:09	火災室の阿部です。ちょっとこれ、前回も聞いたところではあるんですけど、もう一度だけちょっと東北電力さんの考えというのを聞きたいんですけども、本の 3-12-4 の一番上のところなんですけども。
0:21:28	トラス室が空間体積が 1 万 1000 立米。
0:21:34	それに対して換気不良は 2 万 1600 立米ということで、2 ばいい。
0:21:41	企画の能力があるということで十分な換気ということなんですけども。
0:21:47	これ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:50	なんて言うんですかね、どのくらいだから十分なっていう明確な答えはないと思うんですけども。
0:21:56	東北電力さんとしては空間に対してそれ以上の換気能力があれば、十分な換気Tが可能であるという認識なのか、トマトの辺を境目にしてんのかという、ちょっと考えがあったら教えていただきたいんですけどもお願いします。
0:22:23	報告義務みたいなやつ。
0:22:25	ちょっと資料の3-3-13ページ前後、
0:22:32	ところがどうしてもダブリますけども、このトラス試験を設置しております。火災となるといたしましてこの買うのケーブルトレイといったものが再現として想定されてございます。
0:22:50	keVくらいの業務トレイのほうは全体の空間の中で一部のところに至るといったようなことで討論しつつプロフィットが1万1000立米となりまして、線路、
0:23:07	久保で環境してるといったような状況から火線がいつも
0:23:14	油対応をしているようなものであれば、非常に気になる距離が発生するといったようなものが想定されますので、
0:23:26	環境難しいと思いますけれども少量のケーブルトレイ前と設定してあるといったようなところに関しましてはショッパの堆積場の不良、
0:23:38	でまわしていると理解を迎える環境となっていくということでトータル的に考えて十分な換気が可能だということで判断をして東証活動の看護だということで整備をしてございます。
0:23:52	説明は以上になります。
0:23:56	火災室の阿部です。前回もそうですねトータル的にという言葉はちょっと私のほうであれだったんですけども。
0:24:04	総合的に見て判断しているということは理解しました。以上です。
0:24:13	ほかはいいですか。それとちょっと私のほうでこの部分だけもう一度確認ですと、原子炉建屋全体の系統方量は17万1000円というのが書かれています。それを理解してるんですけど。
0:24:30	もともと原子炉建屋全体の
0:24:35	設計換気
0:24:39	不良っていうのがこの17万1000ということでもいいんですけど。
0:24:46	えっと換気空調去年対応としまして、東北電力の斎藤です。減少等設置ルート設定原子炉の他の系統フードは全部で17万1000立米で間違いはございません。
0:25:01	以上です。であれば、ここちょっとね2012-3と12-4で言葉二通りあって、
0:25:09	設計管球不良、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:12	っていうのと、系統考慮っていうのが二つあって、
0:25:15	これ同じ意味で書かれているということです。いいですか。
0:25:22	それに対してのやつと同じものでございます。
0:25:27	報告ありましたので、
0:25:29	それに対して討論室の空間容積を 1 万 1000 円で
0:25:33	原子炉建屋原子炉棟の空間面積をいく幾つになるんでしたっけ。
0:25:42	これもなされてます少々お待ちください。
0:25:55	電力の選定ですと原子炉建屋原子炉棟の全体の面積としましては、当期万 1739 立米になります。
0:26:05	以上です。これあのね今の部分をやっぱり変えたほうがよくて、
0:26:12	換気設備全体を、先ほどちょっと阿部さんの方からどれぐらいの余裕を見ているかっていうところの考え方があったと思うんだけど、事業としてもともとその原子炉建屋原子炉棟の換気空調系全体に対する安全率っていうか、その
0:26:28	余裕がこれぐらいあって、その中の一部である、要はトラス室についてもこれぐらいに対してこれぐらいの 2 万 1600 のなってるので十分な換気可能であるっていうふうに書いていただいたほうがより
0:26:44	保守保守的というか安全側に評価されているということがわかるので、今のその全体の中で全部まず全体の補修性も
0:26:54	次 3-12-3 のところでちょっと追加していただければと思うんですけどいかがですか。
0:27:04	東北電力の斎藤ですと原子炉建屋原子炉棟の中で、まあ系統全体の目の容積じゃなくて、予定はあるんですけども、その中でも換気不良としまして短期間人うっかり 2 人部屋であったり理解をやったり孫変わらなきゃいけないようなところもあるんですけども。
0:27:24	それとそれのトータルの漏えい等、
0:27:28	それを出したのが 17 万 1000 立米という値になってございますので、その設計とをめぐってがなかなかちょっと難しい。
0:27:40	あと、もう施設の津波評価手法なんですけど、ちょっと検討しておく
0:27:46	設定した売ってます。以上です。規制庁名までとちょっとすいません。こう書けというよりは少しこの 3-12-3-17 万 1000 立米のところの保守性のところを少し説明で追加されたらいいかなと思うので、
0:28:05	そのどういうふうを書くかって言うのは事業者の方で検討していただければと思うので、少し保守性追加していただければと思うんですけどいかがですか。
0:28:16	これにこの再登録作業いたしました。以上です。
0:28:21	はい、えっと他質問等あれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	ですから、
0:28:26	こちらからの質問は以上になりますんであれですから今日説明は以上ですかね。
0:28:34	東北電力の手塚でございます。本日の説明は以上になります。
0:28:39	すいません。ちょっと今日提出された内容の中で質問とあるので引き続きこちらの方から確認とあるとありますのでちょっと待ってください。よろしくお願ひします。今から始めます。すいません火災するアベ生徒
0:28:54	今回いただいた回答の中の質問というわけではないんですけども、先ほど冒頭の説明で図面のほう作成中ということだったんですけども、今回その補足説明資料について資料ですと火災区域の一覧表とあと、
0:29:14	平面図、がついてきているんですけども、具体的にどのような形で今作成して提出しようとしているのかっていうの。
0:29:24	ちょっと聞きたかったんですけどもお願いします。
0:29:28	はい、東北電力の古林です。はい。ただいまのご質問ですけども、現在添付しております。の減少建屋について添付させていただいておりますとこれと同じように、ほかの建家につきましても、一覧表と。
0:29:47	あと、配置図がわかりやすいの図面ですね、さらに断面図ですね、のほうを準備したいということで作成のほうを進めております。以上です。
0:30:01	アサヒタナベですすみません
0:30:04	はい、了解したんですけども、具体的にどの建屋の平面図を準備しているかというのをちょっとお願いします。
0:30:14	前回、
0:30:18	はい、土木電力の古林です。建家につきましては、研修だけほかにですね、制御建屋、タービン建屋電気品建屋、緊急時対策建屋の建家トータル提言書でもいい言えまして、建屋で考えております。以上です。
0:30:39	火災対策室の田辺です。系統どの建屋を2のどの建屋の図面をつくっていただいているかということは理解しました設計等、さらにですねもしできればなんですけれども、今回対象部分のその後建てが一と見てわかるような配置図を作っていただけるとありがたいんですけどもできますか。
0:31:02	はい、東北電力の古林です。今回まとめて作成した時にですね、冒頭にですね、それと敷地の配置図と何か添付してですね、どう妥当がどこにあるかというのをお示しできるように準備したいと思います。以上です。
0:31:17	。
0:31:18	火災室、タナベです。わかりました。それからですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:26	と海水管のトレンチ依頼というのは、感知器を設置するところだと思うんですけども、この部分の図面っていうのはどういう計画でいらっしゃいますか。
0:31:57	アクセスお待ちください。
0:32:08	キリングループの古林です。申しあげましたそちらのトレンチにつきましても、例えばと合わせてですね、当時設備いただくように準備進めております。以上です。
0:32:20	歳出タナベです。そうしましたら、代表的な部分の平面図及び断面図のほうをつけていただければと思います。
0:32:31	それからですね
0:32:36	ページで言いますと、補-3-9-14 というところなんですけれども、
0:32:57	その部分にですね隣接する区画について、いつの感知区域とする旨についての説明書きがございまして、これについてはよろしいんですけども、図面の中にですね。
0:33:13	梁がありまして、400 のもの等 600 のもの等色分けしてあるのはいいんですけども、400 の部分については、400 以上 600 未満と記載があるんですが、600 のところについては 600 以上としか記載がございまして、
0:33:30	先ほどのページの部分のものを適用するのであれば、きちんと汚染未満であるという旨を明示していただければと思うんですけども、お願いしてきますでしょうか。
0:33:44	はい、東北電力の古林です。ただいまのご指摘影響力が話をいたしました。そのように修正させていただきたいと思っております。以上です。
0:33:54	支えするためです。よろしくお願いたします。それからもう 1 点なんですけれども、
0:34:00	図面をちょっと見ておりまして、気づいた点なんですけど
0:34:07	炉規法上で、感知器を 2 種類設置するところと、それ以外の部分ですね、感知器を設置しないところ、それから、障防法または研究法上の感知器のみを設置するところというふうに分けてあると思うんですが、
0:34:24	これがですね図面を広げてみますと、ちょっとぱっと見わからないんですけど。
0:34:31	ですのでちょっと出せるんですけども、何とか工夫してですね図面で、ここは労基法上で、2 種類つけるところ、こちらは感知器をつけないところというふうにわかるようにしていただくことができますか。
0:34:51	少々お待ちください。
0:35:03	東北電力の古林です。大変申しませんのではここでちょっとRBRますという、ちょっと回答ができないんですけども、あと今のご指摘もですね、いないのに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:16	理解できますので、何とかの見やすさですね、改善できるようにですね、ちょっと工夫してまずはさせていただいて、ちょっと仕上がりにしてる人はちょっとご相談させているかもしれませんけれども、作成をさせていただければと思います。以上です。
0:35:42	歳出タナベです。わかりましたすみませんけれどもできるだけそういう方向にさせていただけると助かります。よろしくお願いいたします。
0:36:06	火災室の阿部です。
0:36:07	あと、
0:36:10	一覧表の次の平面図のほうなんですけども、これもお願いなんですけども、私たちとしてはその一覧表に書いてある感知器とその平面図の個数等を確認してるんですけども。
0:36:25	ここの一覧表には、R1-1 だったりR1-9 とか価格があるんですけどもそこに軟膏の感知器があるというふうに一覧表のほうには記載があるんですけども、それがこの
0:36:40	平面図のほうで見るとちょっと
0:36:43	企画がおわかりづらいので、それをわかるようにというか、見やすいようにそれを図示していただくと大変助かるんですけども、そちらもちょっと準備のほうは、
0:36:59	どうでしょうか。できるかというお願いです。
0:37:04	東北電力の古林S食べ物区画に関しましては、我々も今気づいておりまして、そちらに今ちょっと対応づけにできるかどうかですね、次はちょっと準備を進めておりましたので、何とかやれるかと思います。以上です。
0:37:22	了解しました。
0:37:27	はい、笠井層のAベです今の部分についてはよろしくお願いいたしますともう1点、2点ほどあるんですけども。
0:37:38	この一覧表のほうの上のほうに障防法の
0:37:43	施行規則にのっとって
0:37:47	設置基準を満たして設置しますというふうに書いてあるんですけども、ここに書いてない部分として具体的に挙げるとすると、
0:37:57	換気孔ですね吹き出し口から 1.5m以上離しなさいよとか、あとは感知器は 45度以上傾けたところには設置できませんよとかそういうのもあるんですけども。
0:38:13	その部分を満たすためにですね、例えばなんですけども、その一覧表の上の記載の部分にその他消防法施行規則に
0:38:28	則った設置基準にのっとって設置。
0:38:32	します等の部分を追記していただきたいと思うんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:37	その補足説明資料の一番最初にも書いてあるんですけどもまたこちらの方にも記載をお願いしたいと思います。
0:38:48	はい、東北電力の古林です。はい、一覧表の上段のところですね、今ご指摘ありましたもののほうですね、追記させていただきたいと思います。以上です。
0:38:59	はい、よろしくお願いいいたします。あともう1点お年の方からなんですけれども先ほど具体的な建家を5ヶ所ですかね、原子炉建屋制御建屋タービン建屋緊急対策室と電気品室の図面を提出していただけたということだったんですけども。
0:39:20	ほとんど3-9の
0:39:24	21以降の図面ですかね、こちらのほうは感知器の配置図を示した図面なんですけども、このところには
0:39:34	先ほど挙げた5五つの
0:39:38	場所以外にですね、海水ポンプ。
0:39:41	エリアというのもあるんですけども、こちらのほうは、
0:39:45	もうあわせて提出されるということによろしいのでしょうか。
0:40:00	東北電力さんが研修屋外のニーズ感知カメラとこの感知器については、障防 法ん中期経営設置するわけではなくて、
0:40:14	あくまで資格がないように設置するというものになりますので、
0:40:19	今回検出ということは考えてございません。以上ですはいか財産アベSAとま では火災ポンプ室。
0:40:31	には消防
0:40:33	海水ポンプ室エリアには障防法
0:40:39	の検定比の感知器がついていないということによろしいですか。
0:40:47	はい、消防の検定とった感知器ではなくて三つ感知カメラ等へと屋外使用の炎 感知器になりますので、
0:40:56	はい処分の検討というものではございません。以上です。
0:41:52	規制庁妙ですけどちょっと確認させてほど3-9-別紙-1-1、今回は書かれ ている別紙事象棒を規則第十三4項に基づいて火災感知器の設置状況とい うことで原子炉建屋が書かれていて、
0:42:12	原子炉建屋だけかな、ここにこれほかの建屋も多分、
0:42:17	それから、タービン建屋とか制御建屋っていうのが、あと緊急時対策所建屋っ ていうのが多分別紙1の後ろについてくるという認識でいいですよ。
0:42:30	配当電力の手塚でございます。はい。そのような認識で間違いございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:36	その上で今多分阿部さん。アベの方が言ったのが、海水ポンプ室等はどこどこで書かれるのかっていうと今多分言われたのはこの障防法消防法に基づいたものではなくて設置許可で特別に対応することになっていた。
0:42:53	熱感知カメラか何なりで海盆物質は多分屋外で開放型なのでということで、特別に対応するものなので、ここの消防法に基づくものではないのでここの別紙にわかれられないんだけど。
0:43:08	違うところで記載してますということでいいんですね。
0:43:13	東北電力の手塚でございます。はい。あと屋外につきましては消防法に基づかないものを設置してございますのでそちらのほうの感知器の配置については、謄本を持つA3の9の
0:43:31	ところでですね、
0:43:34	さらに45-3-9-47ページから
0:43:41	50ページの間のところ、そちらの設置する熱感知カメラ等屋外型の炎感知器の配置を示してございます。以上です。
0:44:06	はい、火災室、アベです。
0:44:10	今の内容は、
0:44:14	今日わかったんですけども例えば補-3-9-47
0:44:20	っていいますと、
0:44:22	先ほど熱感知カメラ等がついているということだったんですけども、ちょっと小さくてあれなんですけども。
0:44:32	感知器の凡例を見ますと、熱感知器ではなくて、煙感知器と熱感知器へ障防法に基づくマークがついているのかなと思うんですけどこれは計画の段階だからとかそういった
0:44:48	それで、このような形になってるんでしょうか。
0:44:53	東北電力されたという申し訳ございません。3949ページ。
0:44:59	ご覧ください。
0:45:05	はい、どうぞ。
0:45:08	こちらの投影図の予定。
0:45:11	生徒緑色の四角と青色の四角と赤の四角で囲った中に
0:45:18	弱点申し訳ございませんけども、熱感知カメラとみつ感知器
0:45:25	示しております。
0:45:27	東北電力の手塚でございます。すいません補足させていただきますとですねこの今屋内になってる部分というのが、この海水ポンプするということでここに水路が点線で囲っているかと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:45	この超高横に長い長方形ですね、どこの部分が屋外の部分になってございまして、その下のところですね小さい赤い枠ですとか、緑の枠ですとか、小さく細かく青く切つてあるところ。
0:46:03	ここにつきましては、トレンチの内部になってございます。ですので、こちらのほうは、改正Kのトレンチになりますので、多くないということで、当煙等熱の感知器のほうを設置いたします。こちらについては、
0:46:21	原子炉建屋のほうの配置図と一緒にお示しするというので先ほど古林のほうからお答えしたところに含まれているところでございます。以上です。
0:46:33	笠井澤邊です。了解しましたはい
0:46:36	やっぱり復水貯蔵タンクのほうなんですけどもページ数で言うと3-9-46なんですけど、こちらは、
0:46:46	原子炉
0:46:49	建屋に含まこちらが含まれるということよろしかったんでしょうか。
0:47:15	少々お待ちください。
0:48:01	東北電力の手塚でございます。
0:48:05	こちら、この3-9-46ページの方の図面になりますけれど、こちら右側の軽油タンク室と印影緑と赤と青の部屋三つございます。
0:48:20	そこから建家のほうに向かって、これkm移送配管になりますけどが通っているトレンチが赤のものと緑のものがございまして、こちらのほうにつきましては、当危険物に基づいた危険物がございまして、
0:48:37	こちらのほう消防法に基づいて設置しているものなので、消防法に基づいて設置しているということをご覧を示し、することにしていきます。また、その漏えい等位相反転移送配管トレンチの
0:48:54	上のところにあります復水貯蔵タンクのエリアにつきましては、こちらのほうは屋外のすいません。
0:49:03	こちら冷凍土木構造物になってございますので、消防法に基づいた感知器がついてございませませんが、今回炉規制法に基づいて、消防法に準じて感知器を配置するということにいたしますので、
0:49:20	こちらのほうはそういったことで
0:49:25	配置を示しするというので準備してございます。以上です。
0:49:33	規制庁秒で鉄は今のお話はちょっと名ず細かいところはいいんだけど、3-9-46-NE言っているCSPを復水貯蔵タンクは屋外土木構造物だんで、さっきちょっとうちのアベのほうから質問は原子炉建屋とかには入るの。
0:49:51	その枠の中には入らないというふうなことでいいんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:01	東北電力の手塚でございます。はい。そのようなことになります。以上です。規制庁名で、なので、3-9-別紙ドイ地の位置の消防法に基づく火災感知器の設置状況によるの中には、まず原子炉建屋の一部ではない。一部っていうのは別なやつたら別なもの。
0:50:21	土木構造物として分けてるっていうのと、あとこの感知器については6 性法に基づく感知器をつけるので。
0:50:30	この別紙1の中には図面が見つからないということでもいいんですよ。
0:50:36	東北電力の手塚でございます。はい。その通りでございます。
0:51:11	すみませんちょっとだけ検討します。
0:54:03	規制庁ミヤモトですけど、少しちょっとね前回からどう我々のドイ基地が若干あるよね今からちょっと私説明するんで聞いて欲しいんだけど。
0:54:14	まず補-3-9-21 から
0:54:21	ここを見てというエリア図が書かれてるずーっとあるやつで、57 ページまでに書かれてるのが今回新規性基準に伴ってつけなければならなくなったAと感知器とかの一覧という理解でいいですよ。
0:54:39	東北電力の手塚でございます。はい、その通りでございます。うちのほうの火災すで求めているのは、あと少しここは監事会だってある行き違いなんだけど、別紙1で、そこから今女川の資料については消防法に基づくものだけが
0:54:56	抜き出されて詳細が書かれてるんだけど。
0:54:59	こちらの意図としては、すべての詳細が欲しい、欲しいんですよ。
0:55:04	障防法だけじゃなくて、要は、今回追加で感知器について火災炉規法でつけることになったやつも含めての詳細な
0:55:17	配置が欲しいっていうのが、こちらの意図なんですよ。なので先ほどちょっと言っていたように、海水ポンプ室がないとか、緊対所が緊対所屋外がない状態なので、そうするとこの初めの前で示した緑の緑とかエリアが、
0:55:35	書かれている。
0:55:37	図からのプラスアルファがこちらに全部包絡されてないので、それを包絡した図面をお願いしたいっていうのが意図なんですけど。
0:55:47	伝わりましようかね。
0:55:49	少々お待ちください。
0:57:07	東北の手塚でございます。
0:57:14	おっしゃることは理解はいたしました。でお示し方なんですけれど、今消防広報に関する基づいて設置するものについては、当初5 項施行規則2。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:30	きちんと合致してますよということを一覧でお示した上で、その詳細な配置を図面のほうで示してございますが、消防法に基づかない感知器のほうにつきましては、家と一覧表のような見せ方っていうのはちょっとできないので、
0:57:49	詳細な配置を示した図面Pものをお示するというところでよろしいでしょうか。
0:58:00	笠井澤邊です。はいあと
0:58:04	一覧表というのは難しいということなんですけども、個数とあと障防法の検定比ではない感知器例えば熱感知カメラとか設置するわけなんですけども、それは
0:58:22	その火災防護審査基準上はそう例総合の
0:58:27	洞道等の等という言い方なんですけども。
0:58:31	その消防法施行規則の等々の
0:58:35	設置基準で付けてると思いますのでその部分は、そこは満たしているよというふうな記載はお願いしたいんですけども。
0:58:45	東北電力の手塚でございます。熱感知カメラに関しては消防法に同じような基準がございませんので、あくまでもEPの段階から資格がないようにということで、
0:59:02	設置の方向というのはお示しているものになりますので、障防法もこと同等ですということをちょっとお示するのは難しいかなと考えてございます。以上です。
0:59:18	監査室の阿部です。
0:59:23	許可の段階では資格のないようにということなんですけども、それを満たせればなんですか熱感知カメラに関しては
0:59:34	その範囲を包含しているということになりますので、
0:59:40	許可のときに書いたような形で記載していただければと思います。
0:59:45	東北電力の手塚でございます。ちょっと示方を検討しまして何らかの方法でお示したいと思います。以上です。
0:59:56	はい、よろしく願いいたします。
1:00:00	ですから、規制庁妙ですけど今のところでテスラの許可整合をしっかりとった記載になってればいいと思うので、許可で示した設計方針と同等の記載がわかればいいかなと思うので、そこは
1:00:15	よく確認していただいてへの記載ができる範囲で記載してくださいということでもいいですかね。
1:00:22	東北電力の手塚でございます確かに一応ここに基づく感知器以外のところについては許可のときのほうがええとしっかり書いていたかと思っておりますのでそちらのほうを参考にこちらのほうの補足資料説明資料のほうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:38	説明を記載したいと思います以上です。
1:00:44	ありがとうございました。
1:00:45	ちょっと私のほうで何点かちょっとお願いせませんとあるんで、と補の2-4-1。
1:00:54	これケーブルの話COを書かれて、
1:00:58	難燃ケーブルの使用について書かれていて、ちょっとほかの資料でもあるんですけど、ここの資料でも高圧ケーブル低圧ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバーケーブルの断面図なりをつけていただきたいかなと思うんですけど。
1:01:16	いかがですか。
1:01:19	東北電力にずれているからでございます。拝聴いたしました。
1:01:23	系統後ほど2-4-3のところの、これちょっと注記のフツ化だっただけだっただけであるのか、ようわかんなかったんですけど、同軸ケーブルのところ※1って書いてあるんですけど、下の注記は※しか書いてないんで、これ本来込む位置じゃないですかね、それとも上の※1-1が要らないでこっち来ないんですけど。
1:01:41	東北電力の手塚でございます。個目一つしかない場合は、数字を記載しないというルールになってございますね※1のほうが誤記でございます。こちらの申請いたします。
1:01:53	はい、お願いします。あとちょっと教えていただきたいなご意見あってですね。
1:02:02	この3-2-31、1ってこれ図面がずっと
1:02:08	繋がってるシリーズなんですけれども、
1:02:13	これの地下軽油タンクピット等があると思うんですが、
1:02:20	ここに3-2-31もそうですけど3-2-32もそうなんですけど。
1:02:26	消火栓がないんですけど、この執行故障口銭ないのはなんでなんでしょうけど。
1:02:34	東北電力の手塚でございます。こちらのほうを屋外消火栓を付近に設置して消火活動を行うということにさせていただきます。以上です。
1:02:46	わかりましたようはここで屋内一応国内多くない扱いにはなってるんだけど屋外の消火栓が届くのでそれで消すということなんですかそれとも国内屋内ですよこれね。
1:02:59	当東北電力の手塚でございます。この辺りは当本設の提示の軽油タンクのほうも、それでのお話でございますけれど、あくまでもそのええとピットの中に屋内消火栓があるわけではなくって、
1:03:16	て、その付近に当奥が屋外消火栓の取り出し口があって、屋外消火栓設備を用いて消火活動を行うという整理にさせていただきます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:31	規制庁の三輪です。わかりました、ありがとうございます。あとすいません最後なんですけど、補の2の
1:03:39	1-2 でこれもちよっと局からの話ですよ。確認で教えていただきたいんですけど。
1:03:45	油の方の志賀か潤滑油及び燃料引火提出の予備機機器運転時の温度について事でこの中身についてはどこにも
1:03:54	質問等はないんですけど、ここ、Tbは入ってないようしタービンのメインタービンの潤滑のタービンが入ってないとは何で入れなくてよかったんでしょうか。ちよっと教えていただきます。
1:04:08	少々お待ちください。
1:04:32	東北電力の手塚でございます。こちらのほうですね、表1のタイトルのところに主要な潤滑油の引火点室内温度及び機器運転時の温度っていうことで、こちらのほうに主要な設備ということで記載しているものが、
1:04:50	等火災防護対象の機器のほうになってございます。タービン建屋のほうに関しましては、確かに当市アップして油タンク室とかございますがそちらのほうは火災防護の対象機器になってございませんので、
1:05:07	この表1、主要な潤滑油の引火点室内温度より機器運転時の温度のところには記載していないといった整理になってございます以上です。
1:05:19	規制庁の三浦です。わかりました。とく先行もそうかなと思っておいたんですけどこれ多分はじめにの記載がちよっと微妙で火災区域内に設置する油内包設備に使用しているって言われると、区域に入っていると全部かなっていうちよっと認識を持ったんですけど、そう、まあ、
1:05:37	そのうちやっぱり火災対策、火災、
1:05:41	防護対象設備の油内包機器を代表で書いているという認識でいいということですね。
1:05:49	東北電力出てるからじゃますそのような個人質問に御認識で問題ございません。以上です。
1:06:00	規制庁のカタギリで政党先ほどのトラス室も煙の充満についてちよっとコメントなんですけれども、ちよっと口頭では説明あったんですけど、今現状は空間容積に対して換気量が大きいから大丈夫ですっていう説明なんですけれども、
1:06:19	たとえ換気量が大きくてもそれ以上に煙が出てくる状態だと厳しくなると思うますで、口頭で説明あったんですけども今経営煙の発生原因となるものが限定されているっていうことで煙の
1:06:34	想定される煙の発生以上に関係ができるっていうところは前提として必要だと思うので、口頭で説明いただいまあちよっと定性的にはなってしまうかもしれな

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いんですけど口頭で説明いただいた内容を資料上にちゃんと文章として記載 いただきたいんですけどいかがでしょうか。
1:06:54	東北電力の手塚でございます、拝聴いたしました。
1:06:58	よろしく申し上げます。私から以上です。
1:07:05	それと規制庁による生徒追加で質問等はありませんねと、シノさん何かありま すか。
1:07:15	火災は特にありません。
1:07:19	それでは少しちょっとコメント追加で出ましたのでちょっと修正いただいてまた 次のヒアリングで回答いただくということで、
1:07:29	東北電力の本店は大丈夫でしょうか。特に何かありますか。
1:07:33	東北電力手塚でございます特にございません。
1:07:37	なければ火災防護に対するヒアリングのほうを終了したいと思いますので、あ りがとうございました。
1:07:44	YKT東北電力オオトモ店了解いたしました。
1:07:49	規制庁のカタギリ衛星でそれでは女川原子力発電所第2号機の工事計画認 可申請のうち放射線管理施設等のヒアリングを開始したいと思います。
1:08:01	ではまずあの事業者からの資料の確認をお願いいたします。
1:08:06	東北電力のオオトモですね、まず資料の確認の方させていただきます。まず、 資料の2-1、こちらの方が指摘事項に対する回答整理表となっております。 それから飼料部門に、
1:08:21	調整率の居住性に関する説明書、こちらのほう介護にございます。それから 資料2-3、こちらが先行審査プラントとの比較表ベースの居住性に関する説 明書の比較表、こちら学会のループとなっております。
1:08:39	それから支弁部分といたしまして、
1:08:42	機能喪失の居住性に関する説明書に係る補足説明資料、
1:08:47	こちら会のみでございます。
1:08:49	それから資料2-5、こちらが今して居住性に間調整についての健全性に関す る補足説明資料の比較表、こちらの階のみとなっております。
1:09:02	それから資料2-6としまして、
1:09:05	緊急時対策所の居住性に関する説明書に関わる補足説明資料、こちら会議 の3となっております。
1:09:15	それから資料2-7、緊急時対策所の居住性に関する説明書に関わる補足説 明資料も比較表、こちらのほうは前回4月16日の本資料から変更ございま せん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:28	それから資料にも 8m、中央制御室の生体遮へい装置の放射線の遮へいプール水系についての計算書こっち側の 16 日のヒアリング資料から変更ございません。それからシノも旧緊急時対策所の居住性に関する説明書
1:09:48	こちら科医の 2 というふうなところでございます。
1:09:51	最後に資料 2-10
1:09:53	先行プラントとの比較表、緊急時対策所の居住性に関する説明書しか今日こちらが階のみとなつてございます。以上で資料が 10 個でございます。過不足ございませんでしょうか。
1:10:09	規制庁のカタギリ債資料そろっておりますので、引き続き説明をお願いいたします。
1:10:15	それでは回答整理表に基づきまして、コメントの回答のほうさせていただきます。
1:10:25	東北電力の関口です。
1:10:27	それでは資料 2-1、回答整理表を御説明させていただきます。資料 2-1 をお願いいたします。
1:10:37	こちらの 2 ページ目。
1:10:40	です。
1:10:42	ナンバー 7、
1:10:45	といたしまして 4 月 16 日のヒアリングにおいていただいたコメントでコメント内容といたしましては中央制御室遮へいに対する 3.11 地震による影響、乾燥収縮ひび割れの影響を含めについて資料への反映を検討すること。
1:11:02	というコメントをいただいております。
1:11:05	今回抽選遮へいに対するひび割れの影響について資料を追加させていただきましたので説明させていただきます。
1:11:14	それでは、資料 2-4、補足 360-3。
1:11:19	中央制御室の居住性に関する説明書に関わる補足説明資料、こちらをお願いいたします。
1:11:30	こちらの補足説明資料の一番お知らせ一番後ろから 2 ページほど戻っていただきますと 35 ポツ 35-1 ページがございますのでそちらをお願いいたします。
1:11:48	35 ポツとしまして制御建屋における気密性及び遮へいを者に関するひび割れの影響について
1:11:58	今回新規で追加いたしました。
1:12:01	こちら記載内容としましては、ひび割れに対して気密性及び遮へい性を維持する設計とすることを記載してございます。これは設置許可のまとめ資料、こちらと記載内容は同様となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:16	なおですね設置許可のまとめ資料の記載に追加した部分といたしまして、35、35-1 ページの 3 段落目緩和傾向。
1:12:29	ですが、こちらに初期剛性低下を考慮した、とぴあ地震応答解析モデルを用いた地震応答解析の評価結果を記載しております生体遮へいの耐震計算書、
1:12:42	とのひもづけを今回追記してございます。
1:12:47	簡単ですが、
1:12:50	コメントに対する回答については以上となります確認事項等ございましたらよろしくお願いいいたします。
1:12:58	規制庁のカタギリストアでは今の説明に関してコメント確認事項等ありましたらお願いいいたします。
1:13:12	在宅の方、コメントありますでしょうか。
1:13:19	規制庁の止野ですと言って確認してもよろしいでしょうか。お願いいいたします。
1:13:29	補足の今 35 ポツということで追記をしていただいてこれ許可のときの資料と思うんですけども気密性の維持というところで、
1:13:44	国庫kGy率の話が出てくるんですけども、この空気漏えい率の 3 ページのやってるんです。
1:14:00	そしてお待ちください。
1:14:03	はい。
1:15:09	次に、
1:15:11	すいません。東北電力の相沢でございます。空気漏えい量の算定の結果につきましては、
1:15:19	35-1 ページの中程にあります。添付書類、6-2-8-4-3 の計算書、それから退避時の経産省の
1:15:33	別紙としてつけておまして、その中ではTHAI障壁のせん断ひずみの 2000 マイクロ相当における空気量というものを算定した上で換気性能を十分に下回るところを確認してございます。以上です。
1:15:53	説明はわかりました。わかったんですけども、ちょっとリンクを張るなりするですね。結局その結論がどうなのかっていうのがよくわからないので、きちんとその空気漏えい率を確認をした結果として、
1:16:08	鍛造というバウンダリーとしてその気密性が確保できることを確認をしているんだと確認した結果こっちで書いてありますよっていうような形で完結できるような形にこれ許可なんで方針だったんでいいと。
1:16:25	公認資料なので、
1:16:26	そこはちょっと工夫をしていただいたほうがいいかなと思うんですがいかがですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:16:33	本程度で米国のオオトモでございます。分子不動しもしも3のご意見拝承でございます。そのように記載のほう適正化させていただきます。以上です。
1:16:49	はい、規制庁の杉野です。よろしく申し上げます。あと遮へい2ポツの平成のいずれについても、これはあれ実はひび割れは補修をするから、再生は維持できますっていう、そういう結論になっているということでよろしいんですね。
1:17:17	はい、東北電力の相沢です。まず3.11地震で発生したひび割れについては、その使用性に影響を与えるひび割れの評価基準を準用して補修を行うということで、遮へい性は問題ないというふうに考えてございます。
1:17:34	それから今後の話としまして、例えばSSsに対しての
1:17:38	時にどうかという部分につきましては、地震もにおける残留ひずみを小さくするということでのコンクリートの躯体の仕様性が確保されていれば、遮へい性は維持できるという、そういった設計となっているということでございます。
1:17:55	以上です。
1:17:58	はい、規制庁の杉野です。説明了解しました。私からは以上です。
1:18:03	。
1:18:05	規制庁カタギリですすみません私から1点なんですけどあと35-1ページの下から壁厚も報告書に示される壁厚と同程度であることからっていう記載があるんですけども、報告書に示されてる壁厚と実機で同程度だっていうことが、
1:18:23	わかるような資料とかはあるんでしょうか。
1:18:31	はい、東北電力の相沢でございます。ちょっと先ほどもお話出ましたけども、遮へいの計算書ですね、当中央制御室遮へい返し遮へい機能の耐震性についての計算書等、
1:18:46	あと中央制御室待避所遮へいの耐震性についての計算書の別紙としてですね機密性の計算結果を示してございまして、その中でも、この図書と同様にですね、
1:19:02	こういった式を使って算定しますということが書かれてございまして、その中で、各壁の厚さ等も示してございます。そんなのでそちらのほうの計算書ええと。
1:19:18	気密性の経産省の中で示しているということでございます。
1:19:24	規制庁カタギリ社了解しましては先ほどのコメントとあわせてリンクをきっちりはっていただければ問題ないと思います。私からは以上です。
1:19:37	そのほかこちらからはコメントございませんけれども事業者の説明は以上でしょうか。
1:19:48	東北電力の関口です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:50	東海通せるように、県の説明させては以上となりますが、あの一件今回の御提出した資料の中で、適用基準の適用規格の記載を修正させていただいた部分がございますので、こちら説明させていただきます。
1:20:09	的に
1:20:11	それでは資料 2-2 ですねと中央制御室の居住性に関する説明書、こちらをお願いいたします。
1:20:24	こちらのページの 2 ページ目。
1:20:27	中段のところに黄色でマーキングした部分がございます。こちらの部分について、今回
1:20:41	そうですね肺機能名称について、正式な名称のほうに今回申請させていただきました。
1:20:50	そういうところご報告となります。あとは同様の修正について他の図書についての修正を行っておりますので、その該当部分について
1:21:01	御説明させていただきます。
1:21:04	資料 4 につきましては今の 1. でございまして、ついて資料 2-3 ですね。
1:21:11	蓋説明書の比較表となりますが、
1:21:15	こちらの 7 ページ目。
1:21:17	に説明書の展開となりますけれども、同様な修正を行ってございます。
1:21:26	あとは、資料 2-4、
1:21:29	ですね、にわたりますの居住性の補足説明資料、
1:21:34	ですけれども、こちらの
1:21:38	今の御多少構造同様の修正がございまして、1 点目が 1-29 ページですね、1-29 ページ。
1:21:46	ドイの修正を行っております。
1:21:54	あとは
1:21:57	同じ 2-4 の資料のうちへ掲示が 2-1。
1:22:03	2 ページ目。
1:22:04	2-1 ページ目。
1:22:07	3-1 ページ目。
1:22:10	4 が 1 ページ目と、この 1 ページ目。
1:22:14	こちらについて洞道ような内規が記載してございますので、ドイの修正を行ってございます。
1:22:26	続きまして資料 2-6 の緊急時対策所の補足説明資料、
1:22:36	ですけれども、こちらの 13-1 ページ目、13-1 ページ目。
1:22:43	道路の修正を行ってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:51	2億円については以上で当TOWAも急性資料2-9、緊急時対策所の居住性に関する説明書
1:23:00	こちらにも2ヶ所ほどございまして、
1:23:04	下p3-2 ページ目。
1:23:06	その中で、
1:23:12	あとは12 ページ目の
1:23:15	一番下段ですね、下段に同様の修正を行ってございます。
1:23:21	資料2については同様の比較表に、同じ修正箇所を反映している形となります。説明は以上となります。ブランド力のオオトモです。若干補足させていただきますと、今の修正提案はですね。うん名称は変わってないんですが、平成20、
1:23:39	もともと平成21年7月27日と言うふうに記載してたんですが正確には強制上1.0名なってミナカワというところで記載をちょっと適正化させていただいたものでございます。
1:23:54	説明は以上となります。
1:24:00	はい、規制庁カタギリです。了解いたしました事業者からの説明は以上ということでしょうか。
1:24:07	系統電力の試せるとこちらからも説明は以上となります。
1:24:12	はい、規制庁側から確認事項等あります。
1:24:18	在宅の方も大丈夫でしょうか。
1:24:31	豊島さんコメント等大丈夫でしょうか。
1:24:37	はい。私からは特にコメントはございません。はい、了解しました規制庁カタギリです。それでは今日のヒアリングを終了したいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。